



# 鳥取県公報

平成 25 年 5 月 7 日 (火)  
第 8 4 9 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (400) (障がい福祉課) . . . . . 2
	農林総合研究所における生産品の物品売払代金の徴収事務の委託 (401) (農林総合研究所企画総務課) . . . . . 2
	農林総合研究所における家畜類の物品売払代金の徴収事務の委託 (402) (〃) . . . . . 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出 (403) (水産課) . . . . . 3
	基本測量の実施 (404) (技術企画課) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (405) (中部総合事務所地域振興局) . . . . . 4
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (406) (会計指導課) . . . . . 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) . . . . . 5
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社薬明館 代表取締役 南 晴康	山口県岩国市 南岩国町一丁 目30-16	おうちだに薬局	鳥取市大工町頭29	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成25年 5 月 1 日

## 鳥取県告示第401号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

地方卸売市場倉吉青果株式会社

地方卸売市場倉吉花き市場株式会社

鳥取いなば農業協同組合

鳥取中央農業協同組合

鳥取西部農業協同組合

鳥取県家畜改良協会

大山乳業農業協同組合

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

### 2 委託期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

## 鳥取県告示第402号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所における家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合  
 J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部  
 全国農業協同組合連合会鳥取県本部

## 2 委託期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

**鳥取県告示第403号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 5 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項		指定漁船調書の縦覧		
発起人の住所及び氏名	加入区 の 名 称	漁船損害等補償法第113条 第 1 項の申出の相手方とな る漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後309 湯口 幸雄 岩美郡岩美町大字田後101 寺岡 幸雄	田後加入区	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町田後 68 田後漁業協同組合	平成25年 5 月 7 日から同月 21日まで
境港市中野町563 景山 一夫 境港市竹内町17- 2 大谷 登志二	境港加入区	鳥取県漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合	境港市中野町3305 鳥取県漁業協同組 合境港支所	平成25年 5 月 7 日から同月 21日まで
東伯郡琴浦町赤碕1608- 24 寺田 幸実 東伯郡琴浦町赤碕1976- 8 井勝 真二	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	東伯郡琴浦町赤碕 1735 赤碕町漁業協同組 合	平成25年 5 月 7 日から同月 21日まで

**鳥取県告示第404号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成25年 5 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 平成25年 5 月20日から平成26年 3 月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町

**鳥取県告示第405号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成25年6月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年5月7日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人倉吉鴨水館
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
杉本 美智子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市下田中町801
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、鳥取県中部地区にある高等学校の卒業生を主たる対象として、大学進学に向けた学力の向上を総合的・多面的に支援する活動を行うことで、もって実利を越え真理探求、社会貢献を志向し、21世紀をリードする主体的な学習者の育成に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
総会の招集方法

**鳥取県告示第406号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
347	財団法人鳥取県交通安全協会	名称	財団法人鳥取県交通安全協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会	平成25年4月1日
		所在地	鳥取市東町一丁目220	鳥取市東町一丁目271	平成21年4月13日
616	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	名称	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	平成25年4月1日
617	財団法人鳥取県交通安全協会郡家地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会郡家地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会郡家地区協会	〃

618	財団法人鳥取県交通安全協会智頭地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会智頭地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会智頭地区協会	〃
619	財団法人鳥取県交通安全協会浜村地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会浜村地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会浜村地区協会	〃
620	財団法人鳥取県交通安全協会倉吉地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会倉吉地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会倉吉地区協会	〃
621	財団法人鳥取県交通安全協会八橋地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会八橋地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会八橋地区協会	〃
622	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会米子地区協会	〃
623	財団法人鳥取県交通安全協会境港地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会境港地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会境港地区協会	〃
624	財団法人鳥取県交通安全協会日野川地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会日野川地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会日野川地区協会	〃
625	財団法人鳥取県交通安全協会日野川地区協会	〃	財団法人鳥取県交通安全協会日野川地区協会	一般財団法人鳥取県交通安全協会日野川地区協会	〃

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成25年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年5月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年5月14日(火) 午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 第23回参議院議員通常選挙について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年 5 月 7 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年 6 月 2 日 午前 9 時から午前 11 時 20 分まで	倉吉市葵町 690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6 人
平成25年 6 月 10 日 午前 8 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	西伯郡南部町鴨部 933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成25年 6 月 17 日 午前 8 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	〃	〃	〃	〃
平成25年 6 月 17 日 午後 1 時から午後 4 時まで	〃	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年 6 月 18 日 午前 10 時から午後 3 時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6 人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 10 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300 円

## (2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

汎用電子計算機業務用端末賃貸借及び保守業務 一式

##### ア 借入物品

(ア) 汎用電子計算機業務用端末装置 17台

(イ) A3対応レーザープリンタ 17台

(ウ) ラック 17台

##### イ 購入物品

ソフトウェア 一式

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行場所

入札説明書による。

#### (4) 履行期間

##### ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成25年8月30日

##### イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日までとする。

#### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年5月27日(月)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を1の(4)のアの期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成25年5月7日(火)から同年6月11日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課予算係  
電話 0857-23-0110
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当  
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成25年5月7日(火)から同月16日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。  
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成25年6月11日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月10日(月)午後5時までとする。)  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな



らない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年5月28日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。